

仕 様 書

1 業務名

アイヌ文化交流センター自動制御機器保守点検業務

2 業務内容等

札幌市アイヌ文化交流センターに設置されている自動制御機器設備類を正常かつ長期的に維持管理することを目的とする。

- (1) 点検は年 1 回とするが、作業は 4 分割化して行うものとする。

別表 1「自動制御設備点検整備要領」により別表 2「空調自動制御設備保守点検対象一覧表」の自動制御設備類の全般を実施する。なお、本書に記載されていない業務であっても、現場の状況に応じて業務上必要と認めた軽微な業務については、当該契約の範囲内で実施するものとする。

- (2) 突発事故等、委託者から通知があった場合は、速やかに技術者を派遣し、状況を確認すること。

3 所在地

札幌市南区小金湯 27 番地 札幌市アイヌ文化交流センター

4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

なお、点検は次の 4 つの期間に分割し実施すること。

1 回目：令和 7 年 4 月から令和 7 年 6 月まで(1 回目の作業実施は 6 月とする)

2 回目：令和 7 年 7 月から令和 7 年 9 月まで(2 回目の作業実施は 9 月とする)

3 回目：令和 7 年 10 月から令和 7 年 12 月まで(3 回目の作業実施は 11 月とする)

4 回目：令和 8 年 1 月から令和 8 年 3 月まで(4 回目の作業実施は 2 月とする)

5 報告等の義務

受託者は、業務完了後、速やかに委託者に文書で報告すること。

6 支払いについて

契約金額を 4 回(作業期間)に分割して支払うものとする(なお、分割した額に 1 円未満の端数が生じる場合は、初回の支払金額に組み入れる。)。

7 環境への配慮について

- (1) 本業務の履行においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷

の低減に努めること。

- (2) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (3) ごみ減量及びリサイクルに極力努めること。
- (4) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすよう努めること
- (5) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など、環境に配慮した運転を心がけること。
- (6) 業務にかかる用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (7) 特定業務(設備機器の運転管理、毒物または劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管または処理業務)に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていなければならない。

8 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者との協議により定めるものとする。
- (2) 業務実施日時については、事前に委託者の承認を受けること。
- (3) 必要な安全管理を行い、業務員の事故防止に注意するとともに、受託者は受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等に対する一切の責任を負うこと。
- (4) 本調達案件については、本市労務単価のうち日額単価については令和 6 年度、その他の単価等については令和 7 年度を適用して積算、入札及び契約を行うこととする。
- (5) 本調達案件の受託者は、令和 7 年度の本市労務単価の公表後に、労務単価額の変更に伴う契約金額の変更協議を請求できるものとする。
- (6) 当該協議により変更する金額については、「令和 7 年度の本市労務単価により積算された予定価格に当初契約の落札率を乗じた額と当初契約額との差額」により算定することを基本とし、算定方法及び請求方法の詳細は、別途本市から受託者に対し通知するものとする。

9 担当

札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課施設担当係

担当：佐藤 TEL：011-596-5961(札幌市南区小金湯 27 番地)

メール：ainushisaku@city.sapporo.jp